

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局穀物課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> 豆類 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度										
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」又は「令和8年度まで」とされているものを1年以上延長する。										
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠				
0713.10	221	えんどう	417 円/kg	10%	無税	(同左)	(同左)	(同左)	10% (枠内) 354 円/kg (枠外)	0 百万円	－ 百万円	
0713.32	010	小豆										
0713.33	221	いんげん豆										
0713.34	291	バンバラ豆										
0713.35	291	ささげ										
0713.39	221	竹小豆										
0713.39	226	ささげ属又は いんげんまめ 属のその他										
0713.50	221	そら豆										
0713.60	291	き豆										
0713.90	221	その他の乾燥 した豆										
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」又は「令和8年度」とされているものを1年以上延長する。										
改正を要望する 品目又は制度を めぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 豆類は、北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上極めて重要な位置付けにある。 豆類のうち、小豆、いんげんの作付面積については、年ごとの変動はあるものの、長										

期的には減少傾向にある。

このような中、関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、一定数量を超える輸入については高税率を適用し、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、本邦の産業に与える損害を緩和する措置を講じている。

なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられている。

国内生産量

単位：ha、t

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作付面積	30,670	29,590	29,850
生産量	36,080	52,320	50,530

(出典) 作物統計(小豆といんげんの合計)

(2) 輸入状況等

豆類(枠内)

単位：t、千円

年度 国名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額
カナダ	23,500	5,492,185	22,383	5,332,506	22,982	4,789,400
中国	13,652	3,733,494	13,056	3,568,143	13,982	3,650,331
ミャンマー	6,041	1,037,390	6,521	1,415,801	5,931	949,083
計(含その他)	56,000	12,852,722	58,209	13,637,141	58,408	12,279,817

(出典) 財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

[主要貿易相手国からの輸入単価]

単位：円/kg

	令5年度	令6年度	令7年度
カナダ	238	246	216
中国	275	275	262
ミャンマー	171	216	162
計(含その他)	230	237	211

(出典) 財務省「貿易統計」

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

【日豪EPA】

そら豆：枠内税率(10%)を段階的(11年目(令和8年))撤廃、枠外税率(354円/kg)を維持(除外)。

そら豆以外：枠内税率(10%)及び枠外税率(354円/kg)を維持(除外)。

	【CPTPP、日EU・EPA及び日英EPA】 えんどう、小豆、いんげん豆、バンバラ豆、ささげ、竹小豆、その他のささげ属・いんげんまめ属の豆：枠内税率（10％）を即時撤廃、枠外税率（354 円/kg）について、えんどうを段階的（11 年目（令和 10 年））撤廃、えんどう以外を維持CPTPP：WTO 譲許水準で譲許、日EU及び日英：除外）。 そら豆、き豆、その他の豆：枠内税率（10％）及び枠外税率（354 円/kg）を段階的（11 年目（令和 10 年））撤廃。 【日米貿易協定】 小豆、えんどう、いんげん豆、ささげ、その他のささげ属・いんげんまめ属の豆：枠内税率（10％）を即時撤廃、枠外税率（354 円/kg）を維持（除外）。 そら豆、バンバラ豆、竹小豆、き豆、その他の豆：枠内税率（10％）及び枠外税率（354 円/kg）を維持（除外）。 ② 問題点 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上に向けた取組を進めているものの、依然として大きな内外価格差が存在している。 我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 国産品が十分な競争力を確保していない現状において、国内生産を保護しつつ、国内需要に対応するため。 ② 改正の方向性 国産品が十分な競争力を確保していない現状において、本制度が維持できない場合、安価な外国産の輸入増加により、国内生産の維持が困難となり、輪作体系ひいては畑作農業（地域農業）の崩壊を招き、国内生産者に重大な影響を及ぼすことから、制度の延長が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 国産品の生産性の向上を図り、国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、一定数量を超える輸入については高税率を適用し、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、本邦の産業に与える損害を緩和する措置を講じている。

	〔内外価格差（小豆）〕 <table><tr><td></td><td>国産品価格</td><td>輸入品価格</td><td>内外価格差</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>420 円/kg</td><td>270 円/kg</td><td>1.6 倍</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>434 円/kg</td><td>268 円/kg</td><td>1.6 倍</td></tr><tr><td>令和７年度</td><td>480 円/kg</td><td>242 円/kg</td><td>2.0 倍</td></tr></table> （出典）国産品価格「農産物価統計」、輸入品価格「貿易統計」 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保することで、国内産の餡を用いた菓子等を安価に購入することができる。 (3) その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 本制度の維持により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護（国産品の需要の確保）と国内需要者の保護（安価な輸入品の供給）の両立が図られると共に、国内需要における国産品と輸入品との選択肢が生まれる。		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和５年度	420 円/kg	270 円/kg	1.6 倍	令和６年度	434 円/kg	268 円/kg	1.6 倍	令和７年度	480 円/kg	242 円/kg	2.0 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差														
令和５年度	420 円/kg	270 円/kg	1.6 倍														
令和６年度	434 円/kg	268 円/kg	1.6 倍														
令和７年度	480 円/kg	242 円/kg	2.0 倍														
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和６年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、豆類に係る関税割当制度及び特別緊急関税制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第二条第二項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。」とされている。 豆類は、北海道畑作農業の輪作体系を支える重要な作物であることから、本制度により安価な輸入品の無秩序な流入が防止されることは、国内生産者の保護に資する。																

	④ 関連措置 ア 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取り組みを支援。 (令和 7 年度補正予算額 5,829 百万円) イ 産地生産基盤パワーアップ事業 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備にかかる経費等を支援する。 (令和 7 年度補正予算額 8,000 百万円の内数)
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	豆類の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成 7 年に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	内外価格差が 2 倍程度ある現状において、本制度により、消費量の減少等に伴い作付面積は減少しているものの、関税割当制度及び特別緊急関税制度の延長により、国内生産が維持されているとともに、実需者の輸入原料の確保も図られている。